

役員等報酬規程

社会福祉法人ころごし

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ころごし定款第8条及び第21条に規定する評議員、理事及び監事（以下、役員等とする）の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(報酬及び費用の額)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 理事長の報酬額は、職員の給与水準を参考にする。
- 3 資格を必要とする役員等の報酬額は、その職業の報酬水準を参考にする。
- 4 報酬の額は別表1及び別表2のとおりとする。ただし、職員として給与を受けける場合は支給しない。
- 5 報酬の額には、交通費を含まず、法人本部までの往復交通費の実費を別途実費支給する。
- 6 その他費用の精算は職員の就業規則に準じ、理事長の承認を得て支払う。
- 7 役員等は、事前に書面（様式第1号）を提出することにより、報酬を受け取らないことができる。また、書面（様式第2号）の提出により、この辞退はいつでも撤回できる。

(計算期間)

第3条 報酬の計算期間は、毎月1日から末日までの期間で計算する。

(法定控除)

第4条 報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支払い)

第5条 理事長及び役員等の報酬は、その都度現金で支払うことを原則とする。

(規程の変更)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

(附則)

1. この規程は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。

2. この規程は、平成 30 年 8 月 21 日から施行する。

別表 1 理事長・理事・監事の報酬

区分	日額 (ひとりあたり)	月額上限 (ひとりあたり)	年間上限 (ひとりあたり)
理事長	10,000 円	40,000 円	480,000 円
理事	5,000 円	20,000 円	240,000 円
監事	5,000 円	20,000 円	240,000 円

(上記は、所得税の源泉徴収分控除後の金額)

別表 2 評議員の報酬

	日額 (ひとりあたり)	年額上限 (ひとりあたり)	年間総額
評議員	5,000 円	30,000 円	210,000 円

(上記は、所得税の源泉徴収分控除後の金額)

(様式第1号)

報 酬 辞 退 届

社会福祉法人 ころざし 役員等報酬規程第2条第7項の規定により、役員等に係る報酬につきまして、受領辞退を申し出ます。

年 月 日

申出者

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 ころざし
理事長様

(様式第2号)

報 酬 辞 退 撤 回 届

社会福祉法人 ころざし 役員等報酬規程第2条第7項の規定により、役員等に係る報酬につきまして、受領辞退撤回を申し出ます。

年 月 日

申出者

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 ころざし
理事長様